宇和島市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針

令和３年４月１日　制定
令和８年４月１日　改正
令和８年１１月１５日　改正

１　趣旨

この指針は、介護保険法及び宇和島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する事業者等において事故が発生した場合の宇和島市への報告について必要な事項を定めるものとする。

２　事業者の範囲

（１）介護保険施設
（２）居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び各基準該当サービス事業者
（３）居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び各基準該当居宅介護支援事業者
（４）地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）
（５）養護老人ホーム
（６）軽費老人ホーム
（７）有料老人ホーム
（８）サービス付き高齢者向け住宅
（９）総合事業の指定サービス事業者

３　報告すべき事故の範囲

（１）報告すべき事故は、以下に掲げるものとする。
①　サービス提供中における利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）の医療機関等での処置を要する事故、死亡事故その他身体に影響のある重大な事故
一　「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出等を含む。
二　「医療機関等での処置を要する事故」とは、医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故をいう。
②　感染症又は食中毒の集団発生
③　職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの
④　震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの
（２）報告すべき事故は事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

４　報告の手順

（１）事業者は、事故発生後５日以内に、パスワード付きの電子メールにて事故報告書第１報を宇和島市へ提出すること。なお、死亡事故等緊急性・重大性の高いものは、電話等により事故の状況等の連絡を行った後、文書により報告を行うこと。

（２）事業者は、事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が終了した時点で最終報告を行うこと。

（３）事業者（地域密着型サービス事業者等を除く。）は、３－（１）に掲げる報告すべき事故が発生したときは、上記（１）及び（２）に準じ、事業所所在地を管轄する各地方局健康福祉環境部地域福祉課等（以下「地方局地域福祉課」という。）にも報告を行うこと。

（４）利用者等が宇和島市以外の被保険者である場合は、保険者である市区町村に対しても、宇和島市への報告に準じて行うこと。

５　報告先

高齢者福祉課介護保険係
〒798-8601
愛媛県宇和島市曙町１番地
電　話：0895-24-1111
メール：kaigo@city.uwajima.lg.jp